

強制労働・児童労働の禁止

村田機械グループでは、国連による「世界人権宣言」や、国際労働機関（ILO）によって宣言されている「ビジネスと人権に関する指導原則」、そして我々が事業活動を行う各国の法令を理解し尊重します。

また、ムラテック行動規範の遵守を徹底し、人権を尊重し、児童労働、強制労働、それらに準ずるその他の行為を禁止します。

具体的には、下記の条項に従い、サプライヤー各社にも当社の期待をお伝えしています。

1. 採用にあたり、労働者から登録料や手数料を徴収しないこと
2. RBA*に規定された費用を労働者から徴収しないこと
3. 仕事の確保、獲得に関連して労働者に負債を負わせないこと
4. 労働者がなんらかの手数料を負担していたことが発覚した場合には、発覚から90日以内に払い戻しを行うこと
5. 労働者と包括的な雇用契約を締結すること
6. 本人の同意なく契約書および労働条件を変更しないこと
7. 身分証明書の原本は、労働者本人に所持させること
8. 労働者の個人の持ち物の安全性が保障されていること
9. 退職は自主的に認められること
10. 1ヶ月以内の事前通知期間により、自主退職を認めること
11. 労働者に移動の自由を認めていること
12. あっせん業者のプロセス監視と外国からの移住労働者へのインタビューを実施すること
13. ポリシーと手順が適切であること

*RBAについては、RBAのWEBサイトをご参照ください。